

# 『法正伝注解』訳考〔2〕

—カオダイ教聖典の考察—

高 津 茂

## 目 次

### 『法正伝注解』

序

九重台 (Cửu Trùng Đài)

- 1 教宗 (Giáo Tông) の権能
- 2 掌法 (Chưởng Pháp) の権能
- 3 頭師 (Đầu-Sư) の権能
- 4 正配師 (Chánh Phối Sư) の権能
- 5 配師 (Phối Sư) の権能 [以上前号]
- 6 老師 (Giáo Sư) の権能 [以下本号]<sup>(1)</sup>
- 7 教友 (Giáo Hữu) の権能
- 8 礼生 (Lễ Sanh) の権能
- 9 正治事 (Chánh-Trị-Sự) の権能
- 10 副治事 (Phó-Trị-Sự) の権能
- 11 通事 (Thông-Sự) の権能
- 12 教宗の道服
- 13 掌法の道服
- 14 頭師の道服
- 15 正配師と配師の道服
- 16 老師の道服
- 17 教友の道服
- 18 礼生の道服
- 19 正治事・副治事・通事の道服 [以上本号]

女性の派 (Nữ Phối) [以下次号]

- 20 女性頭師 (Nữ Đầu Sư) の権能
- 21 正配師と配師の権能
- 22 老師の権能
- 23 教友の権能
- 24 礼生の権能
- 25 正治事・副治事・通事の権能
- 26 九重台職位の公選律 (Luật công cử Chức Sác Cửu Trùng Đài)

協天台 (Hiệp Thiên Đài)

- 27 協天台職位の道服 (護法 (Hộ-Pháp) の道服)
- 28 上品 (Thượng Phẩm) の道服
- 29 上生 (Thượng Sanh) の道服
- 30 十二時君 (Thập Nhị Giờ Quân) の道服
- 31 保文法君 (Bảo-Văn-Pháp-Quân) の道服
- 32 保生君 (Bảo-Sanh-Quân) の道服
- 33 護法 (Đức-Hộ-Pháp) の講話

なお本文中の〔 〕は原註を( )は訳註を意味する。また、カオダイ教に特有の語や職名、人名等の名詞には、基本的に初出のものに限りヴェトナム語を付した。

### 6 老師 (Giáo Sư)<sup>(2)</sup> の権能

『法正伝』…老師は72人おり、(儒・仏・道の) 各々の派毎に24人いる。

『注解』…老師は72人おり、各々の派毎に24人づつに分たれており、増員したり削減したりすることは許されない。

『法正伝』…老師とは、<sup>ドウオン・ダオ</sup> 教えの道 (đường Đạo) にあっても <sup>ドウオン・ドイ</sup> 生活の道 (đường Đời) にあっても

諸門弟を教え導く人である。

『注解』…頭師や配師の権限に代って、老師は大都市にある各聖<sup>タイン・タツト</sup>室 (Thánh-Thất) を統轄することが知られているが、至尊は教え導く権限を持っている人を決め定めている。しかしながら、教えの道と生活の道の全てを悉く教え導くということは二つの道について一層広い権限を持つことである。そう考えても不思議とする

には当らない。というのは、至尊の立てられた九重台の聖会 (Hội-Thánh Cửu-Trùng-Đài) の全職位 (Chức Sắc) は教え (Đạo) の宗旨に従わねばならないためである。つまりそのことは教化に関する趨勢を意味しているにすぎない。至尊が宣われたことは至尊が教え導くことができるということであり、さらに職位の名称によって完全に教化の責任は明確化されている。すなわち、教友 (Giáo-Hữu)、老師 (Giáo-Sư)、配師 (Phôi-Sư)、頭師 (Đầu-Sư)、教宗 (Giáo-Tông) のような各々の職位の正規の役割りのことである。すなわち、よく見れば各々の職位の名称には教の字 (chữ Giáo) や師の字 (chữ Sư) が失われていないのである。教え (Đạo) の大基は古くから現今に至るまで依然として一様であり、また「天命 (Thiên-mạng) が本性 (tánh) を支え、本性を尽して教えを支え、教えを修めてこそ教旨を支えられる」とのことばと違うところがない。至尊は聖会 (Hội-Thánh) を頼みとし至尊のすべての子供達、すなわち善良な衆生の意味だが、を教え諭すこと、これこそがこの聖会の最も肝要な責務であるが、そのために自らの権限に代わるものとして至尊は来たりて (聖会を) 立てたのである。

『法正伝』…老師は、兄が自分の弟妹に心を砕くと同じように各子供達 (善良なる衆生) を気にかけてなければならない。

『注解』…兄が自分の弟妹に心を砕くと同じようにとは、一つの家の兄弟のように各信徒に親近の情をもつとの意味であり、(そのような気持ちで) 老師は自らが管轄する教区 (địa-phận) の中の各信徒に心を砕かねばならず、また互いに助けあう気持ちが必要であると至尊は論している。また、老師はどのような人とも手をたずさえる愛情を持ち、喜びを分かち辛苦を共にする気持ちで、自らの場所 (教区) に依拠し、親愛の情に充ちた一族であるためには各人が親密な精神を獲得せねばならないようにすべきであると至尊はされている。さらに至尊は老師が各信徒の心情に兄として対さねばならぬこ

とによって初めて至尊の定めたところを満足し得るのであるとされている。善きかな[1]。兄が弟妹を心配する声はとても意義深いものである。

『法正伝』…老師は全信徒の台帳を持っている。

『注解』…全信徒の生死についての台帳 (Bộ sanh tử)、婚姻についての台帳 (Bộ hôn phối)、入門あるいは破門についての帳簿 (sổ nhập-môn hay là trục xuất) は全て老師の責任の下に保管される。老師は教えの生涯の台帳 (bộ đời) の守護者であり、その権能は一定であり、いかなる職位[にある者]も得られないものである。

『法正伝』…老師は、各々一人一々の葬儀・婚姻について良く面対を見なければならぬ。

『注解』…生涯の台帳を守護しているのだから、極めて簡便に葬儀・婚姻についてまでよく面対を見ることが出来る。冠・婚・葬・祭は生涯人が生きていくうえで定められた極めて重要な事であり、至尊は、葬儀・婚姻があったなら老師にまかせることを決めている。それで、各人種の風俗に従って、人生の慣例に則って、この (葬儀と婚姻という) 二つの道理のためにいかにして手際よく準備するか全権を老師は手にしている。しかし、教えを外れるようなことは少しでもしてはならない。すなわち、各々の準備し改変したことは聖会の場によって批准されねばならないことを意味している。至尊が「各々(老師)に属する」とおっしゃられたことは、即座に(老師)自らも各々の国に属するものと理解されねばならない。

『法正伝』…大きな都市におけるように、至尊の供祭を設け管轄する権限は頭師や配師のように (老師) 一人一々が得ている。

『注解』…ここで至尊が大都市においてはとおっしゃられたことは、我々も教区が老師の管轄責任権の下に属しており、(老師) は頭師や配師のように至尊を供祭する権限を得ている人であると理解すべきである。また、頭師や配師のように至尊を供祭する権限を得ているということは、即ち頭師や配師が言い伝え諭される礼節に従わねばならないということも、我々は理解

すべきである。それゆえ供祭の儀礼は(老師に)全権があらねばならないのではなく、(それは)聖会の定めるところにある。

『法正伝』…老師達は衆生 (nhơn sanh) に害をなす律令について申訴したり、その律令を支配することを願い求めるために上疏することができる。

『注解』…新律<sup>(3)</sup> (Tân-Luật) や旧律<sup>(4)</sup> (Cựu-Luật) にあって、衆生 (nhơn sanh) に害があることが明らかな時には、老師は申訴したり支配することを願い求めることが許されている。

『法正伝』…老師は、一つ家の兄弟のように各々の門弟 (Môn-Đệ) と親しみ近づき、必ずや助けあうように心を配らなければならないのだよ。

『注解』…これは、老師が、一つ家の兄弟のように至尊の各々の門弟と親しみ近づき必ずや助けあうように心を配らなければならないための決定であり、その上で至尊が設けられた一文である。それゆえ、至尊は(諸門弟を)見守り、面倒を見た方がよいことを訴えて「だよ (nghe à<sup>(5)</sup>)」の二字を初めて(文末に)付したのである。

老師は頭師や配師の権限に代って至尊を供祭し聖室 (Tnánh-Thất) を管轄する人であり、至尊の定められた個々の各権能の他は、配師の命令に背くことはできず、配師の権限に従わざるをえない。一つ一つは皆配師の命令によって秩序に従っており、[老師が]自分から修正して改めることは許されないことである。もし修正して改めるようなことをしたら、それは秩序を違え犯すことであり、秩序を違え犯し法正伝に逆えば必ずや<sup>トフ・ダム・ザオ</sup>三教の座 (Tòa Tam-Giáo) から追放される。

#### 4 教友 (Giáo Hữu)<sup>(6)</sup> の権能

『法正伝』…教友は至尊の真なる<sup>チヨン・ダオ</sup>教え (chơn Đạo) を普及するための人である。

『注解』…至尊の真なる教えを普及したいと思えば、教友は至尊の真なる教えに精通するために学ばざるをえない。このため、教友の職は新しい分野の学習をせねばならない。普及の責任

は極めて貴重で重大な責任の一つである。もし教えの宗旨 (Tôn Chí) に通暁しておらず、教えの真理に反するような思想を衆生 (nhơn sanh) に伝播したとするなら、それは教えを害したことである。ましてや至尊がおっしゃられたように、教友は(誰よりも)最も衆生 (nhơn sanh) に親しく近い者であって、もし明らかに教えの手本とするのに十分な資格を有し、心を修め徳を行なう者を選ばないとしたなら、衆生 (nhơn sanh) はただそういった者達(の仲間)に加わることに関心を持つだけで、教えを称えたり貶したりするものである。というのは、真実であろうと虚偽であろうと、衆生 (nhơn sanh) はただそういった者達を見るだけで判断をするからである。生徒<sup>(7)</sup>は至尊がどのようであれ、至尊がかくあるように生徒もそうあらねばならない。衆生は生徒を見て至尊を判断するのである。至尊の教えが真実であると言われることの名誉は、まるで至尊が定められたかのように真実を現わすために、いかに教えを実行せねばならないかということによっている。知識の程度によって、教えをどのように観察したいと望んでも、必ずしも全部の職位について知り尽くす必要はない。ただ下に位置する等級で最も重要な一つの品位を選んで、徳行や資格を比較するだけで、その宗教の宗旨内容を判断することができるであろう。

教友は極めて重要な品位の一つである。それは、教友が教えの高尚な宗旨に応わしく教えを体现せねばならないからである。[教えの宗旨に]応わしくありたいと望むなら、教えの各真理の全てに通暁せねばならない。

『法正伝』…教友は、律令を削減するように請う権限を持つ。

『注解』…教友は律令を削減するように請うことを(上層に)上疏する権限を持っている。すなわち、多分、さらに後日この各位がどちらかの民族の一つあるいは国の一つの中で至尊の真の教えを普及するためには(律令を)詮じ補わざるをえないであろう。というのは、しきたりは道律 (Đạo-luật) に従うことはできないからであ

り、もしその人種の儀礼規則に符合するように(律令を)削減しないとするなら、(教えを)広げるための道程は困難を窮めることであろう。至尊が教友に律令を削減することを請う権限を与えているのは、このためである。

『法正伝』…3000人の教友が(儒・仏・道の三派に)等しく分けられ、各々の派は1000人づつで、増加したり減少したりすることはない。

『注解』…この文は解釈せねばならないようなことは少しもないことは明らかである。しかしながら次のことを言わざるをえない。すなわち、教友の職は地球上の至る所全ての各人種全体のためのものであって、この南の一国<sup>(8)</sup>のためのみにとっておくべきではない。たとえそれが将来の教宗の品位であるとしても、別の民族が(宗教上の)執政権を握ることは充分でありうることである。善きかな<sup>[21]</sup>。

『法正伝』…教友は、幾つかの小さな省の各寺院で主人となった時には儀礼を行うことが許される。

『注解』…大凡幾つかの小さな省と言うことができるということは、幾つかの小さな地方や幾つかの小さな国とも言うことができる。そして幾つかの小さな省、幾つかの小さな地方、幾つかの小さな国は、幾つかの大きな省、幾つかの大きな国、幾つかの大きな地方の権限に従わねばならない。すなわち、教友は老師の権限に従わなければならないのである。各聖室の主人となった時、教友は老師の定める所の規則に則って儀礼を執り行うことが許されている。しかし、(老師の定める所を)修正し改めることは許されておらず、一々老師の命令を持たねばならない。もし命に逆けば、その時は法正伝を犯したことになる。

『法正伝』…教友が請うた事柄には、教宗は何よりも敏速に答えねばならない。

『注解』…教友が最も衆生(nhơn sanh)と親密な人間であると言われたことは、教友の品から教宗の品までが大変遠いことを物語っている。すなわち、そのことは、教友が衆生(nhơn sanh)と親しんでいる時に教宗は衆生(nhơn

sanh)と遠く離れており、もし教宗が衆生(nhơn sanh)と親しくなりたいなら、その時は教友と親交を結ぶよう敏速に勤めねばならない。教友は最も衆生(nhơn sanh)に通じている人間であり、もし教宗が衆生(nhơn sanh)に通じたいなら、その時は教友のこぼを聴かねばならない。

聖意(Thánh ý)が教宗にも教友と同じように衆生(nhơn sanh)と親しむことができるように望むなら、そのためには教宗に諭して、教友が何よりも請い求めている各々の事柄を詳細に検討し、敏速に答えるように注意を払わねばならない。しかし、各々の事柄について教友もまた位階を乱すような許可は与えられていない。つまり、自分の上の各品級に従って上疏されていかねばならないとの意味からである。

『法正伝』…もしあいまいな事柄があれば、教友が検閲するために差し向けられることになる。

『注解』…衆生(chúng-sanh)<sup>(9)</sup>は世俗(Thê)のものであり、世俗のことを知りたければ衆生に親しみ近づかなければならないし、衆生に親しんで初めて衆生の鬱憤と共に(衆生の)幸福を知ることができるのである。

衆生に親しく近い人間は教友である。すなわち、もし教えと衆生が互いに齟齬をきたすようなことがあり、あいまいな疑惑が生み出されたならば、教友よりも容易に検閲したり観察したりすることのできる者は誰もいないであろう。至尊が彼に個人的な責任を新たに荷したのは、このためである。善きかな<sup>[23]</sup>。

『法正伝』…教友は、新たに多くを得るために、資格や徳行を修めねばならない。というのは、最も衆生<sup>(10)</sup>に親しみ近い人間は教友だからなんだよ。

『注解』…上述の文句の解釈は明らかであり、ここでは至尊の「だよ」との判定の句を繰り返すだけに留め、充分注意を払うことを請うこととする。

(ああ、この重大な責任、等々……)

## 8 礼生 (LỄ SANH)<sup>(11)</sup> の権能

『法正伝』…礼生は、儀礼を行うために諸門弟の中から選ばれた品行豊かな者である。

『注解』…至尊は、礼生には至尊の諸門弟の中で最も品行豊かな人間を選ばねばならず、必ずや完全に徳を行わざるを得ないとおっしゃられたのである。まして職位の列に加わりたい希望から新たに礼生の仲間に入ろうとする者はなおさらであって、その時には必ずや礼生は、後日天の封ずる職位の一人となるのに十分な資格と学識をそなえた応しい人物でなければならない。

依然から知っていたこととは言え、至尊は法正伝を創設する時、至尊はそのように祭祀を行うように諭されたのは、それは我々南国の儀礼のしきたりがそうあらしめたことによるのであって、礼生が聖教 (Thánh Giáo<sup>(12)</sup>) の『(同じ宗派の)兄弟』(Frère<sup>(13)</sup>) の職を以ってそうしたのでは決してない。それゆえその[礼生の]職位の高く重い責任はどれほどのものであろう。以下のように、礼生は、新たにその地位に選ばれて加わりたく希望する時は、教えの場所で証明書を発給してもらわざるをえない。そのようにして、教友が欠席した時には礼生が教友の代行者であり、至尊に対する供祭の儀式を執行する。しかし、教友の権限に従ってことを行わねばならない<sup>[4]</sup>。

『法正伝』…礼生は各々の信徒 (Tín Đồ) のために新たに祭壇を設けることができる。

『注解』…礼生は教えの友 (Đạo Hữu) の家々を訪問し像を上げて新たに祭壇を設け、教友の権限に代って、至尊の供祭儀礼を(各家々に)知らせ伝授せねばならない。

極く近い将来に、教えが外国に出るような日があれば、その時は多くの民族が南[国]のように孝養を尽して供奉することはできないであろう。そこでは礼生の責任が何か新たに生じるのであろうか。教友の権限に代わって、生活の道でも教えの道でも、見守って提え、よく面倒を見、教え導き、慰めるために信徒を訪問する部分を変更するようなことは少しもないと思わ

れる。

『法正伝』…至尊は子供達に次のように諭されている。すなわち、礼生は至尊が信愛の情を示されている人であるので、礼生をはずかしめるようなことをしてはいけない。

『注解』…至尊の博愛の心を見れば、心を動かさざるを得ない。というのは、礼生は差し遣わされた人の権限の下に服従することを肯んぜざるを得ず、それゆえ、礼生は徳を行って初めて自分の分を弁えるのであり、屈従し、笞打たれることに甘んずることができるということを至尊は知っていたからである。至尊はまた次のように諭されておられる。すなわち、礼生は至尊が信愛の情を示されている人であり、それは聖意が上層の人をして若輩の下のを辱める権限を与えたくないためである。

『法正伝』…もし礼生の列に加わったなら、その時初めて職位の階品を登り経験していくことを期待できる。

『注解』…上のこの句は明確に解釈される。それゆえ繰り返す必要は少しもないが、礼生は選出されるかあるいは新たな分野の学習を修得して初めて位階に到達することができるのであるということはとりたてておかねばならない。

『法正伝』…その他、至尊が個人的に賞を加封した時に初めてその(位階に達する)道を抜けることができるだけなのだよ。

『注解』…礼生に証書が発給されて初めて教友の列に加わることができる。その他は、至尊が個人的に加封する機会を降して初めて法正伝に従うことができるのである。至尊は「だよ」という声で判断されるのである。充分注意されたい<sup>[5]</sup>。

## 9 正治事 (CHÍNH-TRỊ-SỰ)<sup>(15)</sup> の権能

『注解』…正治事は李教宗<sup>(16)</sup>の創成した職位であり<sup>[6]</sup>、礼生の権限に従って事を行わねばならない。教友の教区を(さらに)分割した中で主となり、教えを代表することができる、その教区の一部の中で長兄たることができる。

ここでは、正治事の職について解説し、責任

を完全にはたせしめるのに十分な勢力をその職位に<sup>[7]</sup>協天台の律令権を護法が下さるよう嘆願した李教宗の下されたお筆先きのことばを繰り返させていたきたい。

李教宗は次のようにおっしゃられている。すなわち、「正治事は、私(李教宗)が天の縁から海の隅の至る所で、あまねく現前したいと願っているその教区の一部の中で諸信徒の長兄たる人である。私(Lão)(李教宗)を代表する人である。私(李教宗)は賢友(Hiến Hữu)もまたそのことを望んでいると思っている<sup>[8]</sup>。衆生(nhơn sanh)の中で知識を持つ輩は少く、愚昧な輩は多い。もし我々が(両者を)調停するに十分な力を持っていなかったなら、教えの真理に至る所に撒き広めることは難しいことであろう。衆生(nhơn sanh)に親しみ近すぎず、ば過ぎるほど、また複雑な多くの困難を受けいれすぎることとなる。すなわち、我々はどのような地域でも新たに発生したそのような多くの困難を殲滅するよう考慮せねばならないし、そのようにして教えは初めて混乱を免れることができるであろう。それで、私(李教宗)は正治事が山野農村にあって私達の権限に代って教え諭し訓戒するように仕え、処置することが許されるように、正事治に権限を下されるよう賢友に請うしだいである。」

その時、護法は李教宗の(この)おことばに同意した<sup>[9]</sup>。そして、その高尚な意図を明確に理解した。

以後、至尊はお筆先きを降され、護法に権限を下すように諭された。

李教宗の聖意に従って、正治事の権能は次のようになった。すなわち、至尊は正治事が指揮する権限の下で、実の弟妹のように全信徒を見守り、貧しさを助け困苦を救うことに同意された。正治事はその至尊の諸門弟の生活を援助しよく面倒を見なければならず、特に自らの教区の一部の中で勃発した取るに足らない不平不満を処理する権限を持つ。しかしながら、(正治事は)族長(người Đâu Họ)と共に教友と礼生の命令に従わねばならない。

もし信徒(Tin Đố)に教えの律を侵す者がいれば、正治事は訓戒して正すよう勧告せねばならず、さらに度重なり、もし過ちを悔いて改めることを知らないようならば、(正治事は)教友の所在する聖室に文書を送り、(教友が)訓戒し教え導くために召喚するように正治事は要求できる。もし教友が訓戒し教え導いたにもかかわらずなお再犯するようなら、正治事は、聖会に処罰するよう請い願うか、あるいは新律に照らして追放するよう、族長に文書を手渡す権限を持っている。

この文書は二本作られねばならない。一本は協天台に送られ、一本は九重台に帰する。

もし教えの律に反する事柄があって、正治事が九重台に何度文書を送っても、九重台が覆いかくしたならば、正治事は協天台に直に文書を送り決定するよう嘆願することが許されている<sup>[10]</sup>。

正治事は、同じ品(正治事)にある人の教区を侵蝕することは許されておらず、別の地へ赴いて(宗務を)執政することはできない。

次のように教えを行うよう強いられている。すなわち、「自らの教区を多くの教区に分けねばならない」。大小に従って副治事(Phó-Trị-Sự)にまかせるのである。

副治事は順番に交代せねばならず、毎月三十人の功果<sup>[11]</sup>を正治事に納めることができる。すなわち、毎日一人が正治事のために奉仕せねばならない。(そのようにして)初めて正治事は教区の至る所にその人を差し向けて、病を患い、貧窮した信徒を訪問させることができるのである。もし教区の中に災難にあった人が一人でもいれば、その教区における功果の人に、助けあい、よく面倒を見るようにしたり、あるいは病を患っている者には養育できるよう気を配らねばならず、あるいは貧困に苦しむ者には互いに苦しみを解くよう共に協同せねばならぬよう表明するのである。それは正治事の極めて高尚な本分であり、その地域にあっての教えの最も美しい個別の姿である。

李教宗はまた次のようにも諭されている。

「そのようにして初めて一つ家の兄弟として助けあい、気を配り、楽しみを分かち惨まじさを分け、互いの空腹を満たし、勝ちとるのでも奪い取るのでもなくしてお互いの権利を保つことができるのである。もし(誰かが)空腹な時には、自分が共に養い、もし(誰かが)利益を失った時には、自分が保持しなければならない。また、もし(誰かが)辱かしめを受けた時には自から共に引き受けねばならず、いわんや権能ある者はすべからず重視せねばならない。」

責任を引き受ける前に、正治事は所在の聖室に赴き、誓いを立てねばならない。すなわち次のように誓わねばならない。「無私の心を保って教えを行い、たとえ父母・兄弟・妻子であっても、少しも偏見を持つことは許されず、誠心誠意、天を体現して教えを行うものである。」それゆえに正治事は頭師の弟たりうるのである。

#### 10 副治事 (PHÓ TRỊ SỰ) の権能

『注解』…副治事も李教宗の創設された職位である。

副治事は、正治事が管轄する一教区の中で正治事と同じ権限を持つことができる。副治事は(宗教上の)政治に関する権限を持っているが、(宗教上の)律令に関する権限は持っていない。(副治事は)まかされた教区の中の諸信徒を教え諭し、見守り導き、助け、修正することができるが、処断することはできない。毎月別の副治事達と交代で正治事に三十人の功果を奉じねばならず、正治事をして、自分が所在する教区の中で災難にあった人や病を患っている人や一人身の人を助けるように按排させるようにすることができる。しかしながら、いずれかの信徒の家に功果の人を遣わし諭すよう正治事の命令を得た時には、気をつけて良く面倒を見て、共に本分となすかあるいは何らかの落度があれば修正・整理できるように正治事に知らせなければならない。毎日(副治事)は、自分の教区の中の動静を理解させるために正治事に日々の文書に記すことを求めて走らねばならない。特に教えの方面に害となるようなことがあれば、即刻通事

(Thông Sự) に知らせてどのようにか穏やかに調停できるようにせねばならない。また、もし事件が奉上されたり、教えの律に反する事柄が思いきって知らされたならば、その時には覆いかくしたり、注目した振りをする事は許されず、通事の判決にまかされねばならない。

副治事は律令に関する権限を侵害しないように厳禁する。(善きかな。[11])副治事は教宗の弟妹である。

#### 11 通事<sup>(18)</sup> (THÔNG SỰ) の権能

『注解』…通事は李教宗が護法を論じて創設された職位である。

通事は、副治事が統轄している教区の中で副治事と同体の人である。しかしながら、通事は律令に関する権限を持ってはいるが(宗教上の)政治に関する権限を持ってはいない。

通事は協天台の人であり、正治事の権限に従うものとする。通事の責務は、副治事の教えを行う態度を検閲し観察せねばならないことである。副治事が統轄する教区で公平な道理が失われるようなことはどんなことでも、聖会が熟知していないならば、通事が職責として引き受けねばならない。(善きかな。[12])

聖会の送り伝えた命令に従うことなく、教えの律に反するようなことがあったならば、新律を改めるか、(宗教上の)行政命令を改めねばならない。[善きかな。[13]]また、もし正治事が伝え諭した同意なしに副治事が独断して施行し、それを全く聖会が知らなかった時には、その罪過は通事に帰せられる。

通事は正治事の権限の下にあらねばならないにもかかわらず、(通事は)正治事の誤りを訂正する権限を持っている。もし正治事に明らかに無道であるという理由が認められた時には、通事は諫めて止めさせ、誤りを訂正させることが許されている。すなわち、もし正治事が聴かないことが度重なり、九重台に文書を送り付けても九重台が覆いかくしている時には、通事は協天台に文書を持って行き修正して治めることを願い求めることが許されている。通事は、教え

を持っている人であろうと教えの外にいる人であろうと、一人身の人や、突然災難にあった人や、飢えに苦しむほど貧乏な人や、一人身で病を患っている人や、他郷を旅せねばならぬ人や、衰弱して免ぜられ年老いて解雇された<sup>[14]</sup>人達を擁護し、よく面倒を見なければならぬ。通事は、副治事に助ける方法を考慮せねばならぬようにしむける充分な権限を持っている。

たとえ大きくても小さくてもいずれの職位にかかわらず(通事は)そのようである。通事が、教えの(宗教上の)行政の中に筋を通す必要に出会った<sup>[15]</sup>時には、通事は擁護し援助せねばならぬようにしむける。充分な証拠があって筋を通そうとする中で通事に協力しようとしぬ強い強硬な性質について、いずれの者でも通事が何度も(自分の)責任としなければならぬような時には、協天台は聖会に懲しめ治めることを請うであろう。責任を引き受ける前に、通事は所在の聖室に赴き、誓を立てねばならぬようにしむけられることは正治事と同様であり、通事は護法の弟妹である。

至尊は次のように言われた。「もし子供達の目の下に、まだ公平な道理を失っているように見えるなら、教えは未だ成立していないのである<sup>[16]</sup>。」

『注解』…何よりも公平の道理が失われているために、下等の衆生は常々辱しめを受ける。そのために、通事の権限は極めて重要である。

### 九重台男性派の職位の道服 (ĐẠO-PHỤC CHÚC-SẮC CỬU-TRÙNG-ĐÀI NAM-PHÁI)

#### 12 教宗の道服 (ĐẠO-PHỤC GIÁO-TÔNG)

『注解』…教宗の道服には二揃いある。一揃いが大礼服(Đại-Phục)であり、一揃いが小礼服(Tiểu-Phục)である。

一揃いの大礼服は全て白いものでなり。上から下まで黄金色の花蓮の刺繍がある。襟くびの両側には、各々の方向に三つの古法(Cổ Pháp)である竜鬚扇(Long Tu Phiên), 雌雄劍(Thư-Hùng

Kiếm) 佛主 (Phật Chủ) がある。(それは上品(Thượng Phẩm) や上生(Thượng Sanh) の治世の古法である。<sup>[19]</sup> 頭には、まん真中に丸い覆いが付いている八卦(Bát Quái) [大道の五枝の世(thê Ngũ-Chi Đại-Đạo)] の形をした五層の黄金色の冠をかぶる。すなわち、冠の先端の上に萬(VẠN) の字が置かれており、萬の字の真中に至尊の天眼(Thiên-Nhãn) があって、周囲を冥気で包んでいる。冠の額の所には、上述した襟くびの両側と同じように明確に三つの古法が刻まれていなければならない。右手には 90 cm の木の棒が必要であり、棒頭上に黄金色で萬の字が(記されて)あり、萬の字の真中には至尊の天眼があり、周囲を丸く冥気で包んでいる<sup>[17]</sup>。

一揃いの小礼服も全て白いものでできており、黄金色の八卦の字が刺繍されている。下丹田(Hạ Đôn-Điền) のすぐ下に坎<sup>(29)</sup>(Khảm) の宮が、右手側に艮(Cần) の宮が、左手側に震<sup>(22)</sup>(Chấn) の宮が、右肩側に兌<sup>(23)</sup>(Đoài) の宮が、左肩側に巽<sup>(24)</sup>(Tồn) の宮が、心臓のすぐ下に離<sup>(25)</sup>(Ly) の宮が、背中の真中すぐに坤<sup>(26)</sup>(Khôn) の宮がある。頭には全部白いものでできた協掌(Hiệp-Chưởng) の冠[司教冠(Mitre)] をかぶっており、高さは 33 cm 3 mm あり、前のがった鋭いひれの部分と後ろのがった鋭いひれの部分の端の近くを縫い合わせて一つのものとして折り畳んであり[それは陰陽が相互に合わさったものである]、またその折り畳んだ二つを糸で縛ってある。左手側には二本のリボンを垂れ下げており、一本が長い垂れであり一本が短い垂れであり[長い垂れの横幅は 3 cm, 長さは 30 cm]、額の真直ぐ前の冠の上に乾<sup>(27)</sup>(CÀN) の宮の字が刺繍してある。足には全て白いもので作られている無憂の靴(giày vô-ưu) をはき、(靴の)先端の部分の前には男女關道(Tịch Đạo Nam Nữ) の字がある。例えば、李教宗は正当な時には李教宗の靴の先端の部分の前には關道の字である「清香(THANH HƯƠNG)<sup>[18]</sup>」が(記されて)あらねばならない。



13 掌法の道服 (ĐẠO-PHỤC CHƯỞNG-PHÁP)

I

『注解』…太掌法 (Thái-Chuởng-Pháp) の道服には二つの揃があり、一揃が大礼服であり、一揃が小礼服である。

一揃の大礼服は全て[教えの色]黄色で作られており、教宗の小礼服と同じように八卦の字が刺繍されている。その他に紅色の百納光 (Bá-Nạp-Quang), すなわちいわゆる環 (Khâu) が巻きつけられている。頭には協掌和尚 (Hiệp-Chuởng Hòa-Thượng) の冠をかぶり、手には八誣の瓶を握り、足にはこれまた服と同じ色の黄色い無憂の靴をはき、(靴の)先端の部分の前には「釋 (THÍCH)」の字がある。

一揃の小礼服も大礼服と同じように黄色で、その他は輪で覆うことも冠をかぶることもせず、壹の字の九層<sup>(28)</sup>の黄色い頭巾をかぶる。

II

尚掌法 (Thượng-Chuởng-Pháp) の道服には二つの揃があり、一揃が大礼服であり、一揃が小礼服である。

一揃の大礼服は全て白色で作られており、胸の前と背中後ろに冥気に周りを包み囲まれた至尊の天眼の刺繍がある。頭には協掌の冠をかぶるのは、教宗の小礼服の冠と同じ姿である。手には仏主を持ち、足にはこれまた白色の無憂の靴をはく。(この靴の)先端の部分の前には「道 (Đạo)」の字が(記して)ある。

一揃の小礼服は、大礼服と同じように白色で、頭には冠をかぶらず、壹の字の九層の白色の頭巾をかぶる。

III

玉掌法 (Ngọc-Chuởng-Pháp) の道服には二つの揃があり、一揃が大礼服であり、一揃が小礼服である。

一揃の大礼服は全て[教えの色である]紅色で作られており、胸の前と背中後ろに冥気の一円に包み囲まれた至尊の天眼が刺繍されてある。頭には紅色の文騰 (Văn Đẳng) の冠をかぶり、冠の上には額のすぐ前に至尊の天眼があり、冥

気の一円によって包み囲まれており、その上に北斗星郡 (Bắc-Đầu Tinh-Quân) の星がある。手には春秋の書 (bộ Xuân-Thu) を持ち、足には紅色の無憂の靴をはき、(その靴の)先端の部分の前には「儒 (NHO)」の字が(記されて)ある。

一揃の小礼服も、大礼服と同じように紅色で作られている。頭には冠をかぶらず、壹の字の九層の紅色の頭巾をかぶる。

14 頭師の道服 (ĐẠO-PHỤC ĐẦU-SƯ)

I

『注解』…太頭師 (Thái Đầu-Sư) の道服には二揃いある。一揃は大礼服であり一揃は小礼服である。

一揃の大礼服は全て[教えの色である]黄色で作られており、胸の前と背中後ろには、無為の巴円を包み囲む大道三期普度 (Đại-Đạo Tam-Kỳ Phò-Độ) の六字が刺繍されており、まん真中には太 (THÁI) の一字がある。衣服には九つの帯状のものがあ、その他に太掌法と同じように赤色の百納光を巻きつける。頭には周囲に八宮の完全な刺繍の施された黄色い八卦帽 (Bát Quái-Mào) をかぶり、足には黒色の無憂の靴をはき、(その靴の)先端の(部分の)前には太の字が(記されて)ある。

一揃の小礼服も、大礼服と同じように黄色で作られている。頭には冠をかぶらず、壹の字の九層の黄色い頭巾をかぶる。

II

尚頭師 (Thượng Đầu-Sư) の道服も二揃ある。一揃は大礼服であり一揃は小礼服である。

一揃の大礼服は全て[教えの色である]天空の色[azur]の青色で作られており、胸の前と背中後ろには、無為の巴円を包み囲む大道三期普度の六文字が刺繍されているのは、太頭師と同様である。ただまん真中には尚 (THƯỢNG) の字が用いられている。衣服には九つの帯状のものがあ、頭には天空の色の青色の、太頭師と同様の八卦帽をかぶっている。足には黒色の無憂の靴をはいており、(その靴の)先端の前には尚の字が(記されて)ある。

一揃いの小礼服も、大礼服のように天空の色の青色でつくられている。頭には冠をかぶることなく、壹の字の九層の天空の色の青色をした頭巾をかぶる。

### III

玉頭師 (Ngọc-Đầu-Su) の道服も二揃あり、一揃は大礼服であり、一揃は小礼服である。

一揃の大礼服は全て[教えの色である]紅色で作られている。胸の前と背中のはらには太頭師や尚頭師と同じように無為の巴円を包み囲む大道三期普度の六文字が刺繍されている。ただし、まん真中には玉 (NGỌC) の字が用いられている。衣服には九つの帯状のものが付いている。頭には尚頭師と同じようにこれまた紅色の八卦帽をかぶっている。足には黒色の無憂の靴をはき、(その靴の)先端の前(の部分)には玉の字が(記されて)ある。

一揃の小礼服も、大礼服と同じように紅色でつくられている。頭には冠をかぶらず、壹の字の九層の紅色をした頭巾をかぶる。

### 15 正配師と配師の道服 (ĐẠO PHỤC CHÁNN-PHÔI-SU' và PHÔI-SU)

『注解』…道服にも、頭師のように(大礼服と小礼服)二揃相互の区別がある。そして、胸の前と背中のはらには無為の一円を包み囲む至尊の天眼の刺繍がある。

正配師には衣服に九つの帯状のものが付いており、配師には三つの帯状のものが付いている。太派 (phái Thái) の正配師は赤色の大百納光を外側に巻きつけており、太派の配師は小百納光である。頭には三位の頭師と同じように自派の色に従って八卦帽をかぶっている。足には黒色の無憂の靴をはき、(その靴の)先端の前には何らの字もない。

小礼服も大礼服のようであり、頭には冠をかぶらず、自派の色に従って、壹の字の九層の頭巾をかぶる。

### 16 老師の道服 (ĐẠO PHỤC GIÁO SU')

『注解』…老師の道服も二揃あり、一揃は大礼

服であり、一揃は小礼服である。

一揃の大礼服は全て派の色に従ってつくられ、胸の前と背中のはらには至尊の天眼の刺繍があり、無為の一円を包み囲んでいる。衣服には三つの帯状のものが付いている。頭には、派の色に従って、冠の頂端の上に明珠理 (Minh-châu-lý) が付き周囲に八卦の字の刺繍がある八卦天源帽 (Thiên-Nguồn Mạo Bát Quái) をかぶる。老師は靴をはくことはできない。

小礼服も大礼服のようである。頭には冠をかぶらず、自派の色に従って、仁の字の七層の頭巾をかぶる。

ただ太派の老師だけは、いわゆる「環」という小百納光を外側に巻きつけねばならない。頭には、両側に天眼の刺繍がある禅宗 (nhà Thiên) の協掌の冠をかぶる。

### 17 教友の道服 (ĐẠO-PHỤC GIÁO-HỮU)

『注解』…教友の道服は一揃だけであり、全て派の色に従ってつくられているが何も刺繍はなく、衣服には三つの帯状のものが付いている。頭には、これまた派の色に従った仰天帽 (Ngũ-ông-Thiên-Mạo) をかぶる。この冠の高さは充分に 15 cm の寸法がなければならず、額のすぐ前(の部分)には、無為の巴円を包み囲んでいる至尊の天眼の刺繍がある。教友は頭巾をかぶることはできない。

### 18 礼生の道服 (ĐẠO-PHỤC LỄ-SANH)

『注解』…礼生の道服も教友と同様であり、全て派の色に従ってつくられている。頭には全て白いものでつくられた魁元帽 (Khôi-Khoa-Mạo) をかぶる。たとえいづれの派でもそのようである。額のすぐ前(の部分)には一円の冥気に包み囲まれた至尊の天眼が刺繍してある。

### 19 正治事の道服

『注解』…正治事は礼生と同様に全て白布でつくられた道服を着、これまた白布でつくられた、幅 5 cm の、縄のように強くしめられたひものようなものを腰の部分にしめる。道服のつめ襟

は黄金色の金線で縁取られており、左手の部分には幅 6cm 長さ 10cm の教えの三色がある。頭には仁の字の七層<sup>(29)</sup>の黒い頭巾をかぶる。その黒い頭巾の額のまん真中には、護法の小礼服の冠上と同様に三つの古法の刺繍が施されている。

## 20 副治事の道服 (ĐẠO-PHỤC PHỐ-TRỊ-SỰ)

『注解』…副治事は正治事と同様の道服を着るが、つめ襟は白い金線で縁取られている。正治事のようにひものようなものを腰の部分にしめることは許されていない。衣服には帯状のものが一つ付いており、左手の部分に幅 3cm 長さ 5cm の教えの三色がある。頭には仁の字の七層の黒い頭巾をかぶる。

## 21 通事の道服 (ĐẠO-PHỤC THÔNG-SỰ)

『注解』…通事は全て白布でつくった道服を着、金線で縁取ることは許されていない。襟の両側には、護法と同様に、教えの三つの古法の刺繍があり、これまた白布でつくられた幅 5cm の縄のように強くしめられたひものようなものを腰の部分にしめる。頭には仁の字の七層の頭巾をかぶる。黒い頭巾の額のまん真中には、正治事と同様に三つの古法の刺繍がある。

## 付 記

本小稿もまたヴェトナム語の術学的文体との悪戦苦闘の結果であり、何度投げ出したか知れない。ここに陽の目を見るのは東洋大学アジア・アフリカ研究所の竹内老子氏の励ましと東京外国語大学講師川口健一氏の訳出に難渋した時の教正によるものである。記して謝意を表したい。なお原文のニュアンスを伝えるために、意識は極力さけて原文原語を生かすよう心がけたことは前号同様である。文章の生堅さも併せて、ご叱正を請うしだいである。

## 原 註

1. これは李教宗 (Ly-Giáo Tông) の称讃のおことばである。
2. 上掲註に同じ。
3. 前掲註に同じ。
4. 諸賢友が礼生の名声を濫用して礼物を献上させたために、天の封じた位の体面を喪失せしめることが多々ある。それで、私 [李教宗] (Lão) はその礼物を献上した人に礼士 (Lễ Sĩ) の名を与える。
5. あゝ、問題なのは、この賞を加封するという至尊の甚しいまでの信愛の心により、真伝 (Chơn truyền) に混乱を惹き起こしている点である。私 [李教宗] は必ず、さらにそのようなことがないように至尊 (Chí-Tôn) に懇求したいと思います。
6. 教宗は褒めて「ねばならない」とおっしゃられている。
7. 笑止。
8. 私 [李教宗] が諸賢友をどのようにみなしていると思うのか。私 [李教宗] が尋ねた。  
トウオン・チュン・ニュット (Thượng-Trung-Nhật 尚中日) が返事をした。すなわち、バック (Bạch 白) 先生 [李太白のこと] のことばだが、それは貴重なことである。古来より現今に至るまで、衆生 (nhơn sanh) はそのような恩恵を享受することはできなかったものだ。
9. 私 [李教宗] は、この護法の記憶の才能を称讃している。
10. このようにして初めて権限を押しつけることを避けることができるのである。善きかな
11. これは李教宗の称讃のおことばである。
12. 上掲註に同じ。
13. 上掲註に同じ。
14. 生活 (Đời) の中には税があり、肢体に不自由がある人や完全に身を保つ術のない人は赦される。大部分は平情に責任をはたしており、解雇された時には老人は孤独となる。
15. この段落で、李教宗は次のように問うている。すなわち、もし何らかのことを言おうとするなら、たとえその動機を突きとめることができないとしても、全ての人々が誤っていたなら護法はどうやって考えるつもりなのであろうか。[笑い]。李教宗はさらにたまたま相遇する (gặp vào) の字を加えておられる。本来、何らかのことがあればの意

『法正伝注解』訳考〔2〕

味であり、李教宗は、何らかのことに相遇することがあれば (có gặp việc) の意で用いている。

16. 善きかな。
17. 実に美しい。
18. 善きかな。

訳 註

1. 本号で対象としている「教師」・「教友」・「礼生」・「正治事」・「副治事」・「通事」の教団全体の聖職位階制上の位置を示したものが下表である。
2. Giáo Sư は直訳すれば「教師」の意であるが、学校教育における指導者としての意味をこの文で

は持たず、宗教指導者の聖職位階上の職名であることから、本稿では「老師」と訳するものとする。なお、老師の職位については、拙稿「カオダイ教の『新律』について——カオダイ教聖典の考察——」、立教大学史学会『史苑』第45巻第1号(通巻134号)、1986年3月発行(以下拙稿1986とする) p. 68 の『新律』道法、第1章第5条を参照されたい。また、Đại Đạo Tam-Kỳ Phổ-Độ Tòa Thánh Tây Ninh: THÁNH NGÔN HIỆP-TUYỀN, Quyền Thứ Nhất, Tái Bản, 1969(以後、同書は T.N.H.T と略記する) p. 64 の「1926年11月20日 於慈林寺 (Từ-Lâm-Tự) 「玉皇上帝が

注1表

協天台 (HIỆP THIÊN-ĐÀI) (立法院, 神と人間との間の会同の場)	九重台 (CỬU-TRUNG-ĐÀI) (行政府, 天使のあるいは神聖なるものの聖職位階制の九つの地位)
・護法 (HỘ-PHÁP) 1人	・教宗 (GIÁO-TÔNG) 1人 (教皇)
・上品 (THƯỢNG PHẨM) 1人 ・上生 (THƯỢNG SANH) 1人	・掌法 (CHỦ-ÔNG-PHÁP) 3人 (枢機卿検閲官)
・十二時君 (THẬP-NHỊ THỜI-QUÂN) 12人 (黄道十二宮の高僧)	・頭師 (ĐẦU-SU) 3人 (枢機卿, 運営を管理監督する)
・接引道人 (TIẾP-DẪN-ĐẠO-NHÂN) 不定 (教師) ・掌印 (CHỦ-ÔNG-ẤN) 不定 (各種高官)	・配師 (PHÔI-SU) 36人 (大司教, 司教区を預る。彼らは3人の正配師もしくは主要な大司教を選ぶ)
・改状 (CẢI-TRẠNG) 不定 (法律家) ・監道 (GIÁM-ĐẠO) 不定 (総合監督官)	・老師 (GIÁO-SU) 72人 (司教, 教えることの熟達者達を預る)
・刺史 (THỦ-A-SỬ) 不定 (史官) ・伝状 (TRUYỀN-TRẠNG) 不定 (調査者)	・教友 (GIÁO-HỮU) 3,000人 (司祭, 聖なる教義の布教に携る)
・士載 (SĨ-TẢI) 不定 (記録類保存者)	・礼生 (LỄ-SANH) 不定 (助祭, 儀式の執行者)
・律事 (LUẬT-SỰ) 不定 (教会法見習い)	・職事 (CHỨC VIỆC) 不定 (次官, 彼らは正治事, 副治事, 通事の3つの編成に分けられ, 村落運営を預かる)
・信徒 (TÍN-ĐỒ)	

出典: ĐẠI-ĐẠO TAM-KỶ PHỔ-ĐỘ: THE OUTLINE OF CAODAISM, HOLY-SEE OF TAYNINH, 1972, p. 13 より訳出.

- カオダイの南方への教道を記す (NGỌC-HOÀNG THƯỞNG-ĐỀ VIỆT CAO-ĐÀI GIÁO-ĐẠO NAM-PHƯƠNG)」という聖なるお告げの中にも「老師」についての言及があり、参照されたい。
3. 新律の内容については、拙稿 1986 を参照されたい。
  4. 拙稿「『法正伝注解』訳考〔1〕——カオダイ教聖典の考察——」, 東洋大学アジア・アフリカ文化研究所『研究年報』第21号(1987年3月発行) (以下、拙稿 1987 と略記する) pp. 15~16, 並びに拙稿 1986 p. 58 を参照されたい。
  5. nghe à は文末にあっては、論したり約束したりする時に用いる語であり、ここでは、至尊が論されて、軽く念を押して同意を求めている意と思われる。
  6. 教友の職位については、拙稿 1986 p. 68『新律』道法, 第1章第6条, 並びに T.N.H.T p. 64 の1926年11月20日の上掲の聖言の中にも解説されたケ所がある。参照されたい。
  7. ここでいう生徒とは、原文で常に大文字で Trò とあることから知られるように、至尊の教えの生徒である諸職位にある全信徒を指すと考えられるが、特にここでは教友の職位である者を意味していると解される。
  8. この南の一国とは言うまでもなくヴェトナムのことと解される。
  9. 本稿では nhơn sanh (人生) をこれまで衆生と意識してきたが、ここから chúng sanh (衆生) の語も使われている。
  10. ここで再び衆生の意で nhơn sanh が使われている。本稿では nhơn sanh を衆生と訳した時には必ず chúng sanh と区別する意味で衆生 (nhơn sanh) とした。
  11. 礼生の職位については、拙稿 1986 p. 69『新律』道法第1章第7条, 並びに T.N.H.T. p. 64 の前掲の聖なるお告げの中にも解説がある。参照されたい。
  12. ここでは「聖教 (Thánh Giáo)」とはローマン・カソリックを示すと思われる。
  13. ここでは「兄弟 (Anh) (Frère)」とはローマン・カソリックの牧師を示すと思われる。
  14. ここでいう「開壇 (khai đàn)」とは文字通り壇を開くということであるが、本稿では「新たに祭壇を設ける」と意識した。
  15. 正治事・副治事・通事については註1からも明らかのように、九重台の職事に位置する村落運営の次官に当るためか、法正伝において同職位についての言及は一言もなくすべて注解のみである。このことは、法正伝の大綱的性格を物語っていると思われる。
  16. 李教宗とは、カオダイ教の名誉教宗である李太白のことである。
  17. công quả (功果) とは、宗教上の功德とその果報をいう。ちなみに、Đoàn Trung Côn: PHẬT HỌC TỪ ĐIỂN, Tập Nhì (Phần Thứ Hai), p. 343 には、「Công-quả 功果: 功 (Công) は善良な仕事をするのであり、果 (quả) とは良き果報のことである。それは三宝のために仕事をするのであり、寺院のために、水を担いだり、柴を刈ったり、市場へ行ったり、食事の支度をしたり、縫いものをしたり、等々のように、労働を施すことをである。」とある。
  18. 通事は一般には通弁・通訳官の意味だが、ここではカオダイ教の律令に関わる職位の名称であり、あえて言えば、「事を処置する」意味に近いということを明らかにした上でヴェトナム漢字音をそのまま表記する。
  19. 拙稿 1987 p. 21-A を参照されたい。
  20. 坎 (Khảm) は八卦の一つで三で表わす。自然現象では水を、性情では陥を、家族では中男を象徴している。なお、八卦については今井宇三郎著『易経』上 新釈漢文体系23 明治書院に詳しい。
  21. 艮 (Càn) は八卦の一つで三で表わす。自然現象では山を、性情では止を、家族では少男を象徴している。
  22. 震 (Chân) は八卦の一つで三で表わす。自然現象では雷を、性情では動を、家族では長男を象徴している。
  23. 兌 (Đoài) は八卦の一つで三で表わす。自然現象では沢を、性情では悦を、家族では少女を象徴している。
  24. 巽 (Tôn) は八卦の一つで三で表わす。自然現象では風を、性情では入を、家族では長女を象徴している。
  25. 離 (Ly) は八卦の一つで三で表わす。自然現象では火を、性情では麗を、家族では中女を象徴している。
  26. 坤 (Khôn) は八卦の一つで三で表わす。自然現象

『法正伝注解』訳考〔2〕

- 象では地を，性情では順を，家族では母を象徴している。
27. 乾 (CÀN) は八卦の一つで三で表わす。自然現象では天を，性情では健を，家族では父を象徴している。
28. 壹の字は草書体で記すと横線が九本あり，九重台に通ずるためか。
29. ヴェトナムの伝統的な男子の頭巾（帽子）で，頭頂は薄い黒布一枚だが，頭の周囲はターバンを巻いたような型をしており，前頭部の部分のターバンが少しずつ上にずれて，ずれ目が仁の字の形に似ており，ターバン様のものが七重になっていることからこのように表現されたものと思われる。



頭師の大礼服（道教徒の道服）  
（レ・ヴァン・チュン）



配師の大礼服（仏教徒の道服）  
（ラム・タイ・キィ）



配師の大礼服（道教徒の道服）  
（チャン・クワン・ヴィン）



配師の小礼服  
（チャン・クワン・ヴィン）



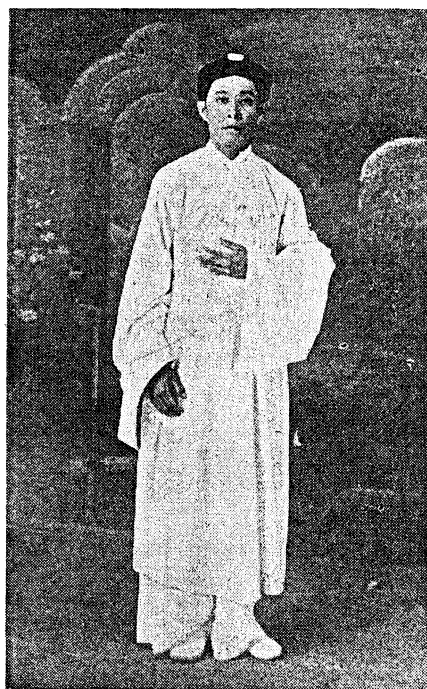
老師の大礼服 (道教徒の道服)  
(ブイ・タン・トック)



教友の大礼服 (仏教徒の道服)  
(フィン・ヴァン・デン)



正治事の道服  
(ズッオン・ヴァン・タム)



通事の道服  
(ズッオン・ヴァン・タイン)

写真出典 Le Caodaïsme 3° Amnistie de Dieu en Orient: PHAP-CHANH-TRUYEN, LA  
CONSTITUTION RELIGIEUSE DU CAODAÏSE, Editions DERVY, Paris 1953